

「(仮称) 西久慈風力発電事業」計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、インベナジー・ウインド合同会社が岩手県久慈市、葛巻町、軽米町、九戸村において、単機出力が最大 6,100 kW、高さが 205m の風力発電機を最大 72 基(合計出力最大 439,200 kW) 設置するもので、県内では最大規模の計画となっている。

本事業の実施想定区域(以下「想定区域」という。)は広大であり、国内では例のない大型の風力発電機が広い面積にわたって設置されれば、大規模な森林開発や土地開発により、環境保全上、重大な影響が発生することが懸念される。

また、本事業の想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された水源かん養保安林、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定された鳥獣保護区、県立自然公園条例に基づき指定された久慈平庭県立自然公園、岩手県自然環境保全指針の「優れた自然」の評価図で A 又は B とされる区域といった重要な自然環境のまとまりの場が存在し、その全域でイヌワシの生息が確認されるなど、環境保全上、重要な地域である。

このため、今後の事業計画の検討に当たっては、以下の措置を適切に講じるとともに、その検討経緯を方法書に記載すること。

1 総括的事項

- (1) 本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、想定区域の設定に至る過程について環境面からの検討経緯を示すとともに、計画段階配慮事項を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。それにより、当該配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施区域を絞り込み、風力発電機及び附帯設備(以下「風力発電機等」という。)の位置・規模又は配置・構造(以下「位置等」という。)を適切に決定すること。
- (2) 風力発電機等の位置等の決定に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先的に検討することがないようにすること。
- (3) 想定区域には、森林法に基づき指定された水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、干害防備保安林が存在している。保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、風力発電機等の位置等の検討に当たっては、保安林を除外すること。
- (4) 想定区域には、久慈平庭県立自然公園が含まれており、自然環境の保全上重要な地域となっている。県立自然公園区域では、風致の保護や自然景観の維持、生物の多様性の確保等を図ることが必要であることから、風力発電機等の位置等の検討に当たっては、自然公園を除外すること。
- (5) 本事業で設置が予定されている風力発電機は、最大 6,100 kW と国内では例のない大型の設備であり、従来の風力発電機に比べ、より重大な環境影響が生じる恐れがある。このため、環境影響の調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、一般的な風力発電機との相違を把握した上で、客観的かつ科学的に

検討を行い、当該手法の選定を行った理由を明らかにすること。

- (6) 想定区域及びその周辺には、他事業者が計画している風力発電事業が複数存在し、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、当該事業者から環境影響に関する情報を入手するとともに、情報が不足する場合は自ら調査し、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を実施すること。
また、他事業者から累積的な影響の予測・評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体の環境影響の低減を図ること。
- (7) 環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づくとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (8) 想定区域及び周辺の関係者や住民のみならず、より広い範囲の住民に対し、事業内容の十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (9) 上記のほか、2により、本事業による重大な環境影響を回避又は十分に低減ができない場合は、事業実施区域の見直し、基数の削減や単機出力の縮小を含む風力発電機等の位置等の再検討など事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気環境

想定区域周辺には住居や畜産施設、その他の環境保全の配慮が必要な施設が存在し、騒音及び超低周波音による大気環境への影響が懸念される。

このため、各種ガイドラインに加え、専門家等からの助言及びその他の最新の知見に基づき、大気環境への影響に関する十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、住居や施設との距離を十分に確保するなど、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(2) 水環境

想定区域及びその周辺には、水源かん養保安林や久慈市上水道・平庭山荘水道施設等の水道水源、内水面漁業にとって重要な河川・沢が多数存在し、土砂の発生や濁水等による水環境への影響が懸念される。

このため、工事の概要・実施区域に関する水道事業者や水道管理者への十分な事前説明を行うほか、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、水環境への影響を回避又は極力低減するよう、風力発電機等の位置等を決定すること。

(3) 地形及び地質

想定区域及びその周辺には、重要な地形である残丘（平庭岳）及び隆起準平原（平庭高原）が存在していることから、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、重要な地形への影響を回避又は極力低減するよう、風力発電機等の位置等を決定すること。

(4) 動植物

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に基づく国内希少種に指定され、岩手県環境基本計画において保全目標が定められているイヌワシの生息が確認されている。また、いわてレッドデータブックに掲載されている希少な哺乳類、植物、鳥類、両生類、昆虫類の生息又は生育が過去に確認されている。

このため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、希少野生動植物に対する影響を回避又は極力低減するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(5) 景観

想定区域には、久慈平庭県立自然公園に指定されている平庭地区があり、平庭岳や平庭高原が重要な眺望点及び観光資源となっているが、本事業により、これらの眺望点や観光資源における景観への影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

また、景観への影響に関する調査、予測及び評価にあつては、地元自治体、地域住民、その他関係機関等の意見を踏まえること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

平庭高原キャンプ場等の「人と自然との触れ合いの活動の場」は、一定程度の静穏性が求められる場であり、施設の稼働による騒音の影響が懸念される。

このため、施設の稼働による影響を環境影響評価項目として選定した上で、調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき「人と自然との触れ合いの活動の場」に必要な静穏性が保たれるように、風力発電機等の位置等を決定すること。

(7) その他

想定区域及びその周辺には、砂防法に基づき指定された砂防指定地のほか、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害警戒特別区域及び土砂災害警戒区域、「山地災害危険地区調査要領」(平成28年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)が存在し、近年、気候変動の影響による突発的な豪雨が多発する中で、土砂災害の発生が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、重大な影響が懸念される箇所の改変を回避するなど、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

3 関係市町村の長からの意見

想定区域を管轄する市町村の長から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。